

養成する人材（リハビリテーション学部理学療法学科）

●学科の教育研究上の目的（学則第3条の2）

理学療法学科は、高い倫理観を根底に持ち、人の尊厳を考えて、医療・保健・福祉の分野で活躍できる専門的職業人として理学療法士の養成を目標とする。

●養成する人材

リハビリテーションに関わる専門職としての役割を認識し、対象となる人々や社会のニーズに的確に応えられる理学療法士の育成と、社会に貢献できる医療・医学研究者としての素地を培うことを教育の基本に据えて、理性に裏打ちされた責任あるプロフェッションとして積極的に活動できる能力を養うことで、リハビリテーションに関わる科学的知識および根拠にもとづいた技術を修得し、医療、健康と福祉に貢献できる人材を養成する。